

V 浄化槽指導事業

1 概 況	59
2 水洗化人口等の内訳	59
3 浄化槽設置基数	60
(1) 浄化槽の設置状況	60
(2) 浄化槽の設置届状況	61
4 許可業者一覧	61
5 浄化槽清掃状況	62
6 浄化槽保守点検業者登録数	62
7 維持管理指導	63
(1) 設置者（使用者）の指導	63
(2) 業者指導	63
8 法定検査	63
9 合併処理浄化槽の設置事業	64

1 概 況

本市は、廃棄物処理法の制定に伴い、1972年4月1日に従来し尿汲取り業者が併せて行っていた浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬を、し尿と切り離し浄化槽清掃業として許可制にし、業者への指導を実施してきた。

この間、都市化の進展や生活水準の向上により、浄化槽の設置基数が急速に増加したが、管理が不適切な浄化槽からの放流水が公共用水域の水質汚濁の一因となり、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性も指摘された。このため、生活環境の保全と公衆衛生の向上、更に浄化槽関係法令の体系を整備するため、1985年10月1日に浄化槽法が施行され、法制度が明確化された。

この浄化槽法の施行に伴い、浄化槽清掃業の指導の充実と許可基準の明確化を図るため、「千葉市浄化槽清掃業の許可に関する規則」を定めた。

1988年4月1日に保健所政令市に移行し、浄化槽保守点検業の登録制度や浄化槽維持管理にかかわる指導、建築確認を必要としない浄化槽の設置届出等の権限・業務が千葉県より移譲され、「千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「千葉市浄化槽取扱指導要綱」を定めた。

これらにより、浄化槽による環境汚染を未然に防止するため、浄化槽の知識普及を重点に清掃業者、保守点検業者への指導ならびに不適正浄化槽の改善指導を行っている。また、水質汚濁の大きな要因とされる生活雑排水の対策として、合併処理浄化槽の設置促進に努めており、2001年4月には浄化槽法の改正により合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことから、下水道事業の進展等と相まって、生活雑排水を垂れ流す単独処理浄化槽の利用人口は減り続けている。

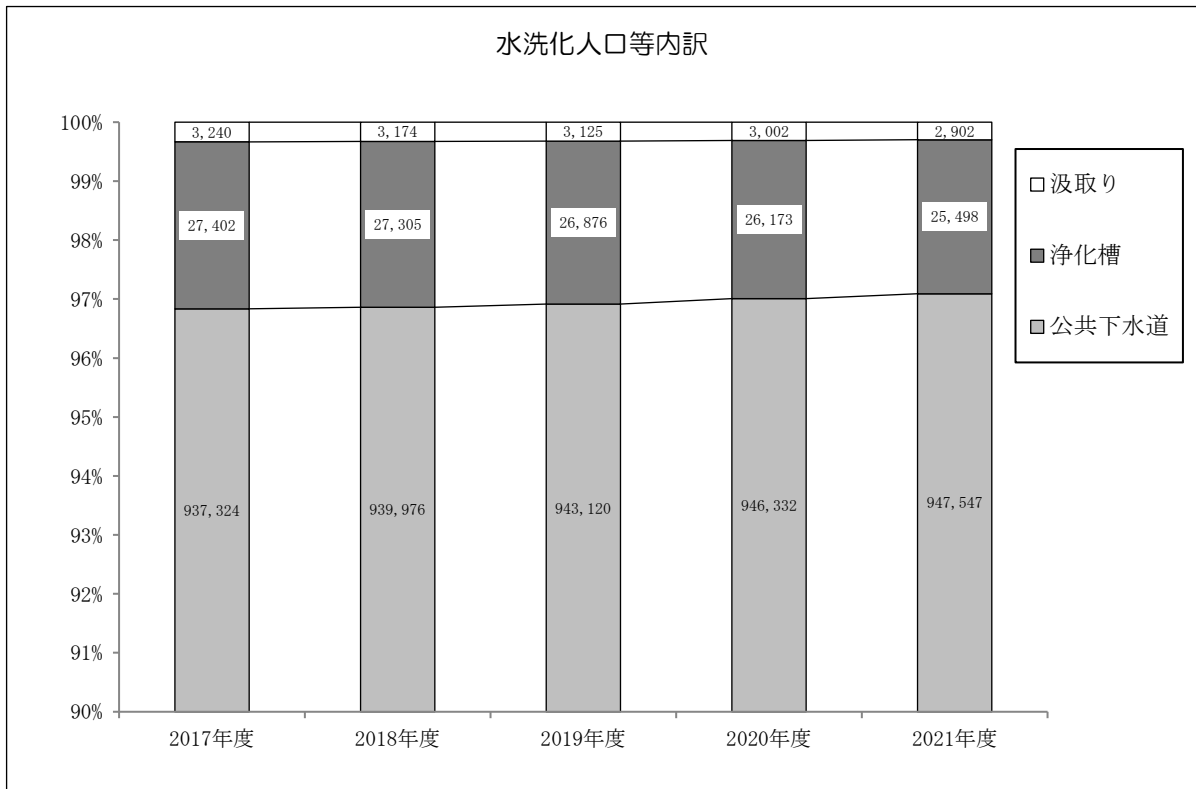
2 水洗化人口等の内訳

し尿処理には、公共下水道による処理、浄化槽による処理、汲取りによる処理がある。

(単位：人)

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
公 共 下 水 道	937,324	939,976	943,120	946,332	947,547
	(96.8%)	(96.9%)	(96.9%)	(97.0%)	(97.1%)
浄 化 槽	27,402	27,305	26,876	26,173	25,498
	(2.8%)	(2.8%)	(2.8%)	(2.7%)	(2.6%)
汲 取 り	3,240	3,174	3,125	3,002	2,902
	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)
合 計	967,966	970,455	973,121	975,507	975,947
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

※ 公共下水道は、実用人員により算出



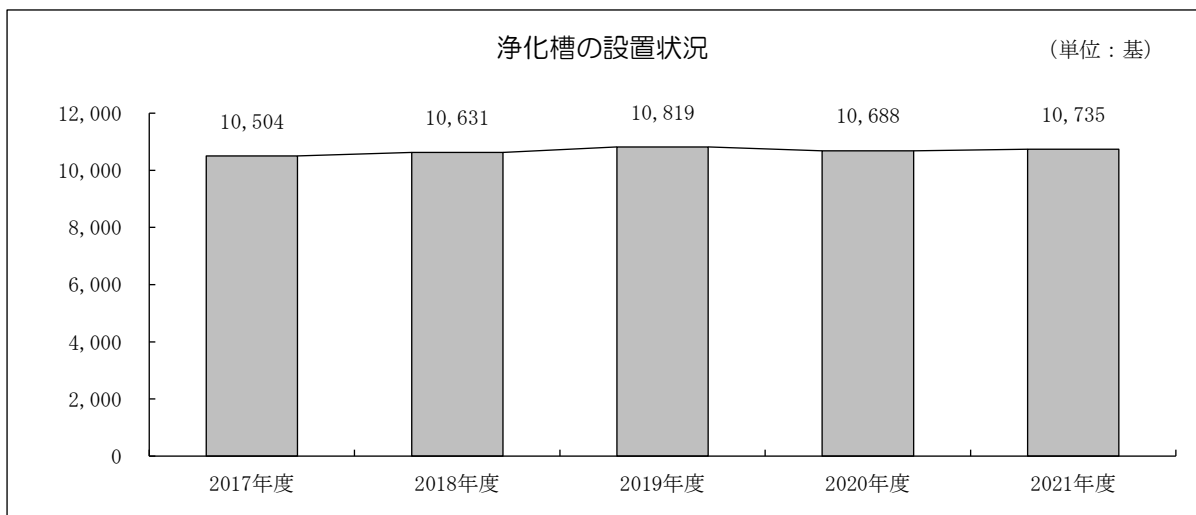
3 浄化槽設置基数

浄化槽の設置基数は、公共下水道の普及に伴い減少した後、ほぼ一定の基数となっている。(休眠状態の浄化槽も存在するなどのため、集計値は若干の増減をみせている) 浄化槽の対象地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努めている。

(1) 浄化槽の設置状況

(単位：基)

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
合併処理浄化槽	3,416	3,535	3,678	3,670	3,762
単独処理浄化槽	7,088	7,096	7,141	7,018	6,973
合計	10,504	10,631	10,819	10,688	10,735



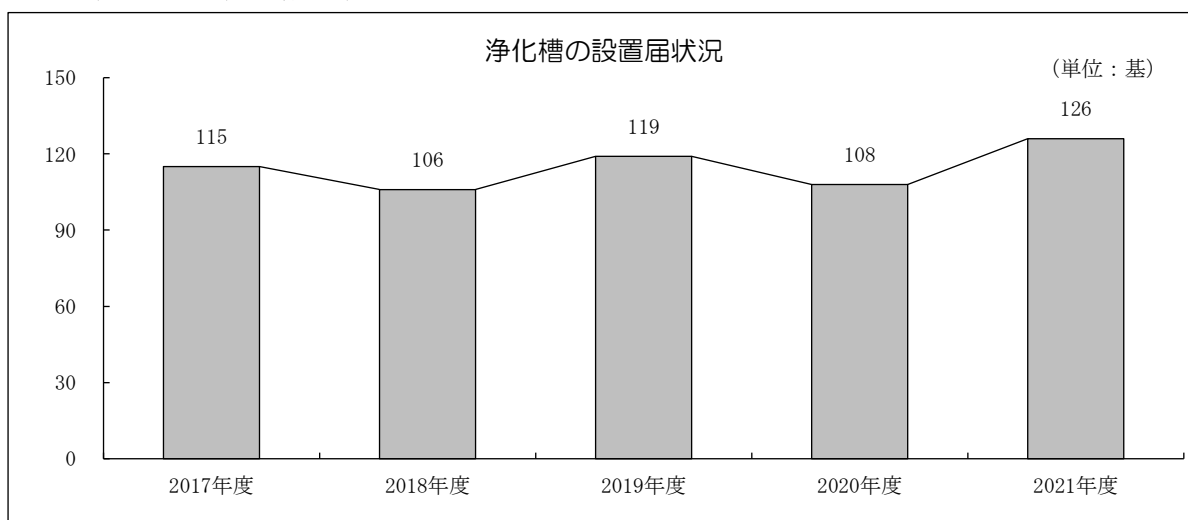
(2) 浄化槽の設置届状況

(単位：基)

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
浄化槽法	16	22	17	15	15
建築基準法	99	84	102	93	111
合計	115	106	119	108	126

※1 浄化槽法…浄化槽のみの設置

※2 建築基準法…新築等に伴う設置



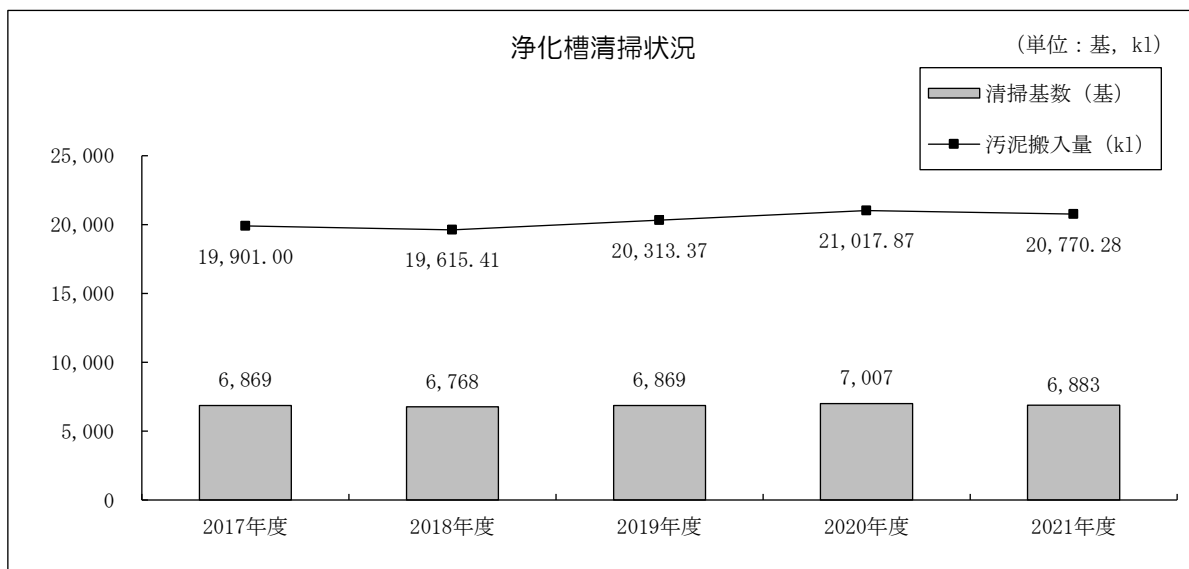
4 許可業者一覧

(2022年4月1日現在)

	業者名	代表者名	所在地	許可台数
1	丸徳環境(株)	徳山 智美	稲毛区宮野木町441-12	4
2	光クリーンサービス(株)	丸山 佳希	花見川区三角町610-1	4
3	(有)長沼興業社	谷上 邑	稲毛区宮野木町2148-4	2
4	大金興業(株)	大野 光政	緑区誉田町3-78	4
5	(有)中央商事	伊藤 久子	中央区生実町887-1	5
6	共立興業(株)	太田 美保子	若葉区若松町545-13	2
7	(株)センエー	山本 剛	稲毛区黒砂2-12-11	4
8	(有)筑波商事	栗田 良子	稲毛区園生町1032-16	1
計	8業者			26台

5 浄化槽清掃状況

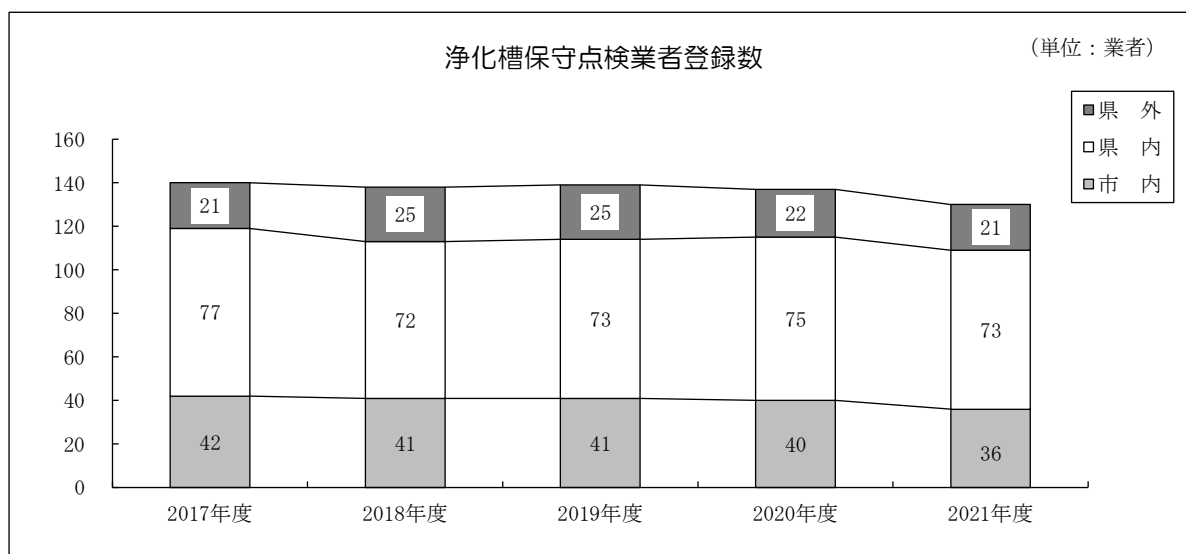
項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
清掃基数	6,869基	6,768基	6,869基	7,007基	6,883基
汚泥搬入量	19,901.00kl	19,615.41kl	20,313.37kl	21,017.87kl	20,770.28kl



6 浄化槽保守点検業者登録数

(単位：業者)

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
市内	42	41	41	40	36
県内	77	72	73	75	73
県外	21	25	25	22	21
合計	140	138	139	137	120



7 維持管理指導

浄化槽の機能を十分に発揮し、水質基準に適合した放流水を確保するため、管理者、保守点検業者及び清掃業者に、適切な維持管理を実施するよう指導している。

(1) 設置者（使用者）の指導

維持管理については浄化槽管理者の十分な理解が重要であることから設置届出時にパンフレットを配布し、その理解を促している。

(2) 業者指導

保守点検業者及び清掃業者について、法に定める基準にしたがって保守点検作業、清掃作業を実施させるとともに、立入検査、浄化槽汚泥搬入のチェック等を実施し、適正化指導に努めている。

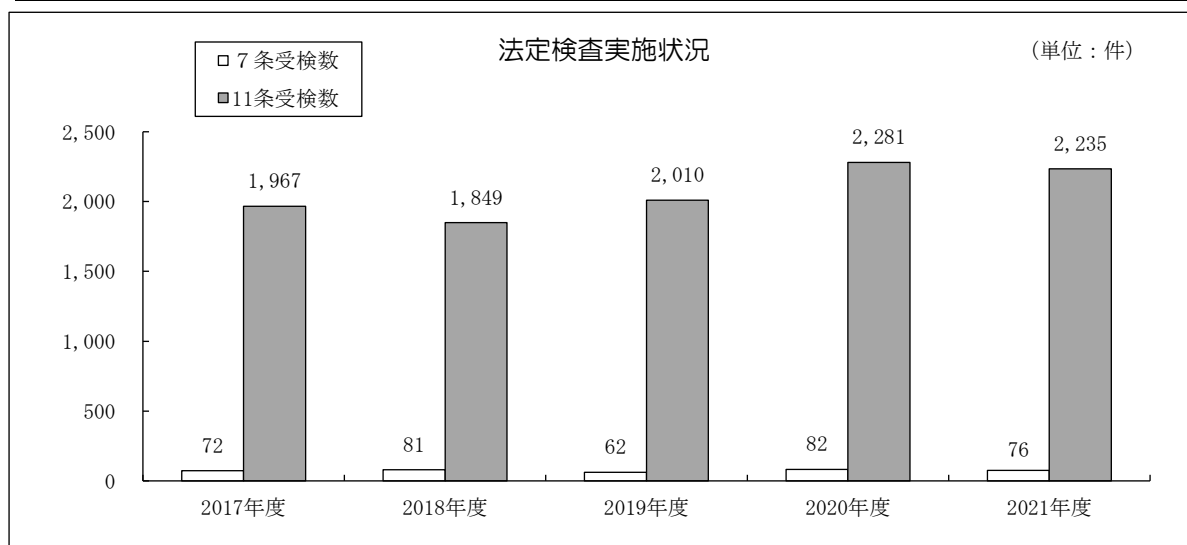
8 法定検査

浄化槽の法定検査(浄化槽法第7条に基づく設置後検査及び同法第11条に基づく定期検査)については、千葉県知事が指定する（一財）千葉県環境財団が実施している。

この法定検査は浄化槽が適正に設置されたか、保守点検と清掃が基準どおり適正に実施されているかを判断する基準であるため、その法定検査の重要性を管理者へ指導するとともに検査後「不適正」の指摘があったものについては管理者に改善指導を行っている。

(単位：件)

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
7条受検数	72	81	62	82	76
改善指導数	11	7	1	10	3
11条受検数	1,967	1,849	2,010	2,281	2,235
改善指導数	121	87	85	86	90



9 合併処理浄化槽の設置事業

生活排水対策の一環として合併処理浄化槽の設置促進を図るため、1987年度に合併処理浄化槽補助制度を設けた。

年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
補 助 金 額	4,588 千円	3,840 千円	924 千円	2,392 千円	1,718 千円
補 助 基 数	7 基	6 基	1 基	3 基	2 基

